

## 茨城県立医療大学後援会実習に伴うPCR検査等費用助成金交付規程

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学後援会規約（平成10年10月3日）第3条第1号の規定に基づき、実習に伴うPCR検査等費用の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (助成対象者)

第2条 この規程の適用を受ける助成対象者は、後援会に加入している学生かつ、実習先施設から、実習受け入れの条件として、PCR検査結果及び抗原検査等（以下、「PCR検査等」という。）の新型コロナウイルスの陰性証明を求められた学生に限る。なお、陰性証明書の発行手数料は対象外とする。

#### (助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、対象年度に、実習先施設から実習受け入れの条件としてPCR検査等結果の提出を求められて実施したPCR検査等にかかる料金とする。1人が複数回申請することも可能とするが、同一年度内の上限金額は10,000円とする。費用が10,000円に満たない場合は、検査にかかった費用の全額を助成する。

2 申請しようとするPCR検査等について、他団体等から全額または一部の助成を受けていないことを条件とする。

3 前項の規定に反する場合は、交付後であっても助成の決定を取り消すものとし、交付が取り消された者は、交付された助成金の全額を後援会長が定めた日までに返金しなければならない。

#### (交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする学生は、「PCR検査費用助成金交付申請書」（様式第1号）に検査の領収書を添付し、会長に提出して審査を受けなければならない。

2 助成金の交付申請は、当該事項が発生した年度内とする。ただし、会長が特に認める場合はこの限りでない。

3 助成の申請は、検査を実施した後すみやかに行うものとする。

#### (助成金の支払い)

第5条 助成金は、提出された領収書に記載されている金額に基づき支払う。

#### 付 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

#### 付 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。